

消費税の増税に反対する関西連絡会<2026年度連続学習会>

「税理士さんに聞いてみよう！消費税ってどんな税金？」

I. 消費税の始まりは？

2026年5月13日
清家税理士事務所
税理士 清家 裕

I. 消費税の始まりは？—戦費調達・戦後復興財源—

(1) 始まりは売上税（課税対象は事業者の売上高）

(2) 売上税の歴史—戦費調達、戦後復興財源—

<世界の歴史>

- ①紀元前44年、ローマ帝国の初代皇帝・アウグストゥスの売上税（戦争遂行財源として導入、「安全保障税」ないし「軍備税」として全ての事業者の売上高に税率1%で課税、300年間）
- ②1916年、ドイツの売上税（第一次世界大戦の戦争遂行財源として導入、取引のすべての段階で累積課税、税率0.1%～1951年4%）

<日本の歴史>

*満州事変（1931年）～終戦（1945年）までの戦費調達

- ①1936年、馬場鎡一大蔵大臣の「税制改革案」（「取引税」（多段階課税の累積的売上税、税率0.1%）の創設案、未成立）
- ②1937年～1945年、戦時国債（戦時歳出の7割強）
- ③1937年、税務代理士制度（税理士制度の前身）の創設（複雑化・大衆化する税の徴収のため職業専門家の必要性和徴兵による税務職員の不足対策）
- ④1938年、物品税の創設（服飾品、生活用品、工業用品、電気製品、マッチ、酒類などに課税）
- ⑤1940年、源泉徴収制度の創設（給与や報酬などが対象）
- ⑥1944年、厚生年金制度の創設（資格期間20年、年金給付は無く巨額な積金が戦費に流用）

*戦後の復興財源

- ①1948年、取引高税（法人税・所得税の減税財源、終戦処理費・復興費・経

済安定費の財源に導入、多段階課税の累積的売上税、税率1%、納税は印紙等、1年4か月で廃止)

(3) 売上税→付加価値税=消費税 ((仕入税額控除方式の売上税))

消費税が付加価値に課税される仕組み

売り上げ	1000	仕入れ	200	消費税は 付加価値に 課税される ↓ 付加価値 200
		外注費 水道光熱費 通信費 修繕費 地代家賃など	600	
		人件費 租税公課 減価償却費 支払利息	300	
		利益	-100	

(全国商工団体連合会「自主計算パンフ 2026」29 頁に基づき作成)

付加価値の計算式

1. 加算方式 (日銀方式)

付加価値 = 人件費 + 金融費用 + 賃借料 + 租税公課 + 経常利益 + (減価償却費)

・粗付加価値 (減価償却費を含む) ・純付加価値 (減価償却費を含まない)

2. 控除方式 (中小企業庁方式)

付加価値 = 売上高 - 外部購入価値 (仕入、外注費、諸経費)

(4) 付加価値税 = 消費税の歴史 — 輸出還付金制度 (輸出補助金) —

<世界の歴史>

① 1948 年、フランスの付加価値税 (輸出還付金制度 = 輸出補助金として導

入、仕入税額控除方式の売上税、税率5%)

②1968年、EC加盟国のEC統一税制(フランスの付加価値税を導入、税率10%~現在19%)

<日本の歴史>

①1989年、消費税=付加価値税(仕入税額控除方式の売上税、輸出還付金制度、大企業・富裕層の減税財源、税率3%で導入、現在は8%と10%の複数税率、複数税率のためにインボイス導入)

②参考

- ・1987年5月に売上税導入失敗・・・中曽根政権
- ・1989年4月に3%で導入・・・竹下政権
- ・1997年4月に5%に増税・・・橋本政権
- ・2014年4月に8%に増税・・・第1次安倍政権
- ・2019年4月に10%(軽減8%)に増税・・・第2次安倍政権
- ・2023年10月にインボイス導入・・・岸田政権
- ・2012年5月に19%に段階的に増税を提言・・・日本経団連
- ・2015年3月に17%に増税を提言・・・経済同友会
- ・2019年4月に最大26%必要と提言・・・OECD

<アメリカには付加価値税=消費税は無い>

(1) 1986年、レーガン税制改革案は検討したが導入せず

(2) 導入しなかった理由

- ①逆進性が強い不公平税制
- ②財政が膨張し、大きな政府を招来
- ③物価上昇し、景気後退
- ④滞納整理などで税務職員増員
- ⑤ほとんどの州に小売売上税が有るので二重徴収困難

表1 消費税とアメリカの小売売上税とは全く異なる税制

項目	消費税（付加価値税）	米国の小売売上税（sales tax）
納税義務者	納税義務者は事業者・企業。原材料、製造、卸売り、小売の全段階で課税。多段階課税型。	納税義務者は消費者・顧客。小売業者は納税義務者でなく徴収義務者。小売段階だけで課税する単段階課税型。
課税対象	役務提供を含めすべての資産の譲渡に対し、原則として課税。	食料品、処方薬、医薬品などを除く有形商品に課税、旅客運賃などほとんどの役務提供は非課税。
納税の仕組み	[年間売上×税率]－[年間仕入×税率]→仕入税額控除方式により年間納税額を算出し納付。	外税で顧客から預かった税金をそのまま一定期間まとめて納付する。
課税主体	国税消費税と地方消費税の2本立て。事業者は各税務署に一括して納付する。	州および市町村に納める地方税。小売業者は州税務局に一括して納付する。
税率	日本の消費税→0%、8%、10%。	州によって異なる。しばしば改正される。ニューヨーク州の場合→8.532%（州4%、市4.532%）、2024年9月現在。
輸出還付金制度	あり。ゼロ税率によって課税し、仕入税額控除制度によって還付金が発生する。	なし。輸出販売は非課税だが、仕入税額控除制度がないため、還付金は発生しない。
価格への転嫁	価格転嫁の法的保証はなく、力の強いものは転嫁し、弱いものは転嫁できない。	売上に対する税の徴収は法的義務であるため、転嫁は保証されている。
預り金か否か	事業者が預かる義務も、消費者が預ける義務もない。消費税分としてレシートに記載されている金額は価格の一部。政府は「預り金的な税」と言い逃れ。	小売業者は売上税を徴収し、預かる義務がある。消費者・顧客は支払った税を預ける義務がある。
間接税か直接税か	事業者が自分の責任において計算し納付する税で、直接的な不透明な税。第2法人税という指摘もある。滞納多発。	透明性が高く、仕組みが単純で間接税らしい間接税。したがって税の滞納が起こりにくい。

2025年2月、湖東京至作成